

目標設定型排出量取引制度小委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 目標設定型排出量取引制度の第3計画期間における目標削減率等を検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に目標設定型排出量取引制度小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（位置付け）

第2条 小委員会は、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条で規定する小委員会とする。

（所掌事項）

第3条 小委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）目標設定型排出量取引制度第3計画期間の目標削減率に関すること
- （2）その他、目標設定型排出量取引制度に関連する事項

（会議）

第4条 小委員会は5名の委員をもって充てる。

- 2 小委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長は小委員会の委員の互選により選出する。
- 3 委員長代理は委員長が指名し委員長に事故あるとき又は委員長から委任を受けたときその職務を代理する。
- 4 委員長は小委員会を招集し、議事を総括する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年11月30日から施行する。